

業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和6年度職員エンゲージメント実態調査・改善支援委託業務

2. 業務の目的

本県では、今後、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少に伴い、若年労働力の減少や経営資源の制約により一層直面することが想定される中、複雑・多様化する行政課題によりよく対応するため、人材育成・確保の重要性が、従前に増して高まっている。このことから、これまでの人材育成・確保の取組について、改めて点検を行い、よりよい行政機能の発揮に向けた取組を検討していく必要があると考えられる。

組織として、職員の育成・確保を効果的に行い、組織パフォーマンスの向上を図る上で必要となる要素は、人事制度のみならず、組織文化、勤務環境等、多方面にわたることが考えられるが、それらが職員の組織への自発的な貢献意欲（エンゲージメント）を高めることに効果的に寄与している場合、職員の業務の生産性やクオリティの向上につながり、組織の成果創出や目標達成にも寄与するものと考えられる。

以上の観点から、組織課題を検証し、職員のパフォーマンスを最大化することを妨げている要因を明らかにするため、職員エンゲージメントの実態を把握し、その結果を詳細に分析することで、改善や強化が必要な点を特定し、必要な対策を立案する。これにより、職員エンゲージメントの向上を図り、組織パフォーマンスの向上につなげていくことを目指す。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 業務の概要

和歌山県職員（教育委員会事務局等職員を含む。警察本部を除く。）を対象としたエンゲージメント調査の実施

(2) 調査対象者

和歌山県庁に勤務する職員のうち正規職員（教育委員会事務局等職員を含む。警察本部を除く。）約4,000人

(3) 調査内容の設計

- ・エンゲージメント調査の種類は、全ての調査対象者に対し、1種類とする。
- ・エンゲージメント調査の実施に向けて、設問項目、収集する属性情報・集計方法等について、調査後の分析結果を効果的に施策提案に活用することができるよう、提案を

行うこと。また、県が考える組織マネジメント等の課題についての実態把握や原因分析、改善のための施策提案等が可能となるよう、県との協議を十分に行い、設計に反映すること。

- ・設問項目は、学術的観点にもとづいて設計され、具体的な根拠を有するものであること。
- ・別に実施している職員アンケート等と項目の重複ができるだけ生じないように、県との協議を綿密に行うこと。
- ・庁内において、職員エンゲージメントを把握し、その改善を図ることの意義や重要性について丁寧に説明し、理解の浸透を図ることが重要と考えており、職員エンゲージメントの重要性や取組の意義等に係る説明の支援となる情報を提供し、必要に応じて資料の提出を行うこと。
- ・エンゲージメント調査を実施するWeb システムは県と協議の上決定すること。クラウドサービスを利用する場合は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリスト、または、ISO/IEC27017（外部サービスセキュリティ）若しくはISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得、または、それに相当するセキュリティ管理を行っていることを証明する資料等の提出を行うこと。

（4）実施

- ・エンゲージメント調査の回答フォームは、Webシステム側でグローバルIPアドレスによるアクセス制限を行うなど、職員が使用する行政事務用パソコンが接続された庁内LANのネットワークからのみアクセス可能とすること。
- ・エンゲージメント調査の実施等に関する職員からの質問や問い合わせについて、対応する体制を構築すること。

（5）集計・分析

- ・県との協議により予め決定した区分（所属、役職、年代等）ごとのエンゲージメントスコアの提供、各質問項目の回答の分布状況等、きめ細やかな回答の集計、分析を実施し、その結果を県に提出すること。
- ・回答結果のデータから、エンゲージメント向上のために優先的に改善の取組が必要な項目やグループを分析し、定量的な根拠にもとづいて県に提示すること。また、エンゲージメントに影響を与える要素間の因果関係の分析等にもとづき、エンゲージメント向上のために特に改善が必要な要素を特定するなど、今後の対策、アクションの根拠となりうる情報を県に提供すること。

（6）施策提案

- ・調査を実施した部局の中から、3つの部局を県との協議により選定し、当該部局の詳細な調査結果のデータ分析とエンゲージメント向上につながる実効性の高い施策の提案を行うこと。

5. スケジュール

想定スケジュールを以下に示す。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	契約締結・実施計画書の提出	調査項目・分析手法等の協議	エンゲージメント調査実施		分析結果・施策提案の報告			業務実績報告書の提出

6. 実施体制

受託者において、下記の通り実施体制を構築すること。

- ア 本業務に従事する者のうちから、本県との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダー1名を選任すること。
- イ 本業務に従事する者について適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。
- ウ 本県への常駐は不要であるが、定期的に本県との打合せ等を実施すること。

7. 成果品

委託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。なお、特に指定がない限り、電子データを提出すること。

- (1) 委託業務の実施体制が分かる資料
業務リーダーや各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。
- (2) 実施計画書
契約締結後、速やかに提出すること。
- (3) 調査結果・分析レポート
調査実施後、4. 業務内容 (5) 集計・分析、(6) 施策提案に記載した内容を含む詳細な資料を提出すること
- (4) 実績報告書
委託業務完了後、活動報告書として、まとめて報告すること。
- (5) その他委託業務の実施に当たり本県が必要と認めるもの

8. 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に本県の承認を得ること。

9. 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに本県から提供された資料等を返還すること。

10. 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

11. 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、本県に帰属する。ただし、協議により、本県が認めた場合はこの限りではない。

12. 支払方法

業務委託完了確認後、一括払いとする。

13. その他

- (1) 本県は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 業務の実施にあたって必要な経費（交通費、印刷費等）は、全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費を精算することはしないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に本県と協議し、その指示に従うこと。